

「衣浦港における船舶と陸地との間の交通場所並びに
貨物の積卸場所の指定について」の一部改正について

関税法（昭和29年法第61号）第24条第1項の規定により「衣浦港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について」（平成13年公示第3号）の一部を下記のとおり改正し、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

令和4年6月20日

豊橋税関支署長　寺沢　義孝

記

1. 記1の表中

「

外国往来船	交通経由場所
(15) 上記各欄に掲げる船舶及び上記各欄に掲げる船舶以外の船舶	衣浦港湾合同庁舎前面西1号物揚場道路側取付護岸基部を起点として物揚場沿いに南西へ60メートルの場所

」を

「

外国往来船	交通経由場所
(15) T T G揚炭桟橋及びT T G石炭灰払出桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる各桟橋に設置された保安用フェンスの開門ゲート
(16) 上記各欄に掲げる船舶及び上記各欄に掲げる船舶以外の船舶	衣浦港湾合同庁舎前面西1号物揚場道路側取付護岸基部を起点として物揚場沿いに南西へ60メートルの場所

」に

改める。

2. 記2の表中

「

場所の名称	所在地	備考
(13) 中央埠頭 東1号から東4号までの岸壁	碧南市港本町1番、港本町	

」の次に

「

場所の名称	所在地	備 考
(14) T T G 揚炭桟橋及びT T G 石炭灰払出桟橋	知多郡武豊町字竜宮 2番1地先、2番4地先	

」を

加える。

附 則

この公告は、令和4年7月1日から適用する。